

平成22年3月10日

日本放送協会に対する平成22年度国際放送実施要請について
(平成22年3月10日 諮問第15号)

日本放送協会に対する平成22年度委託協会国際放送業務
実施要請について
(平成22年3月10日 諮問第16号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(黒澤課長補佐、恩田係長)

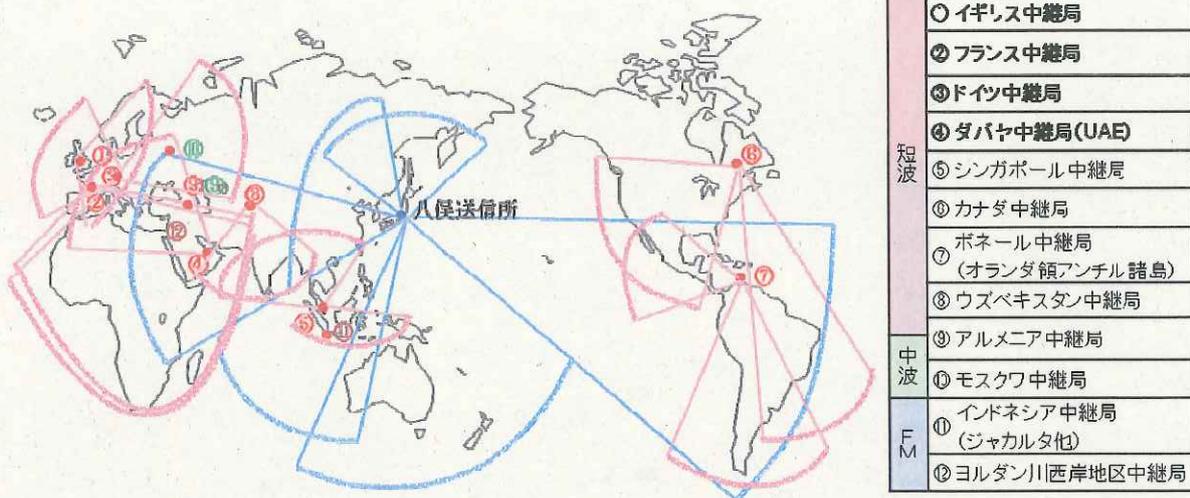
電話：03-5253-5798

日本放送協会に対する平成22年度国際放送等実施要請について

I ラジオ国際放送（国際放送）

1 ラジオ国際放送の現状

- (1) 放送時間 1日延べ55時間10分
- (2) 放送区域 17区域
 (欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 18言語
 (日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局12か所



2 実施要請のポイント

- (1) 要請内容は、平成21年度と同様
- ・要請対象は、日本語・中国語・朝鮮語の3言語に限定
 - ・放送事項に「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」を明記
- (2) 交付金額(平成22年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額)は、平成21年度から約1億円減額(9.5億円)

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。*

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

II テレビ国際放送（委託協会国際放送業務）

1 テレビ国際放送の現状

(1) 放送時間 外国人向け：1日23時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）

邦人向け：1日5時間程度

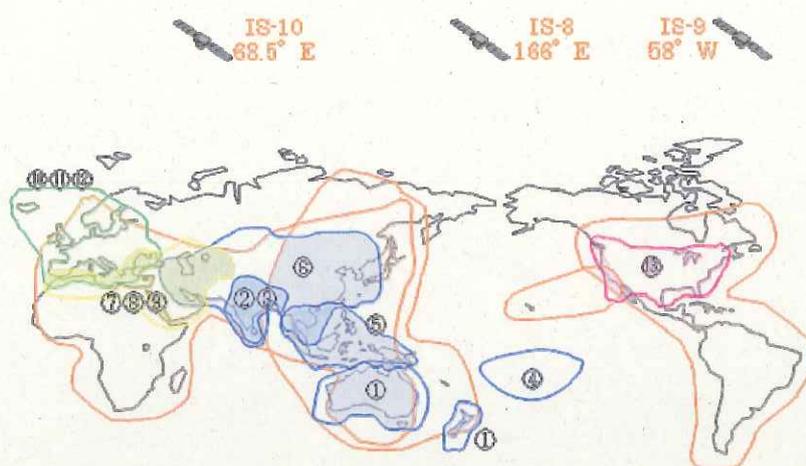
(2) 放送区域 外国人向け：インテルサット8、9、10衛星で全世界受信可能。地域衛星にてオーストラリア・ニュージーランド、インド、スリランカ、南

太平洋、インドネシア、中東・北アフリカ、イスラエル、パレスチナ暫定自治区、トルコ、北欧・東欧、イギリス、アイルランド、南欧・西欧の各地域で受信可能。その他、米国、アジア地域では主にホテルにて視聴可能。

邦人向け：インテルサット8、9、10衛星で全世界受信可能。その他、地域衛星にて北米、欧州地域でも受信可能。

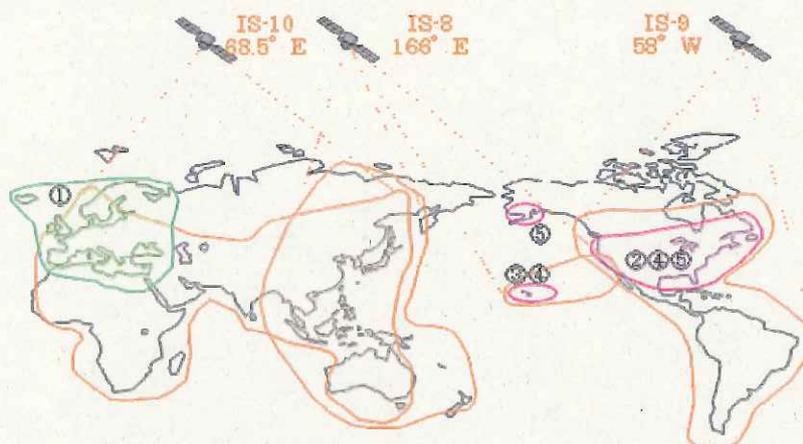
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星20基
- (5) 受信方法：受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



| 区域 | 使用衛星 | 軌道位置 |
|----------|---------------|-----------|
| アジア・太平洋 | ① Optus D2 | 東経 152° |
| | ② Insat 4B | 東経 93.5° |
| | ③ IS-12 | 東経 45.0° |
| | ④ IS 701 | 東経 180° |
| | ⑤ Palapa D | 東経 113.0° |
| | ⑥ Asia Sat 3S | 東経 105.5° |
| 中東・北アフリカ | ⑦ Badr 4 | 東経 26.0° |
| | ⑧ Amos 2 | 西経 4.0° |
| | ⑨ Turksat 2A | 東経 42.0° |
| 欧州 | ⑩ Eurobird 1 | 東経 28.5° |
| | ⑪ Astra 1M | 東経 19.2° |
| | ⑫ Hot Bird 6 | 東経 13.0° |
| 北米 | ⑬ AMC 4 | 西経 101° |

<邦人向け>



| 区域 | 使用衛星 | 軌道位置 |
|----|-------------|----------|
| 欧州 | ① HotBird-6 | 東経 13° |
| 北米 | ② Echo-3 | 西経 61.5° |
| | ③ Echo-7 | 西経 119° |
| | ④ Echo-9 | 西経 121° |
| | ⑤ Echo-1 | 西経 148° |

2 実施要請のポイント

- (1) 要請内容は、平成21年度と同様
 - ・要請対象を「外国人向け」業務に限定
- (2) 交付金額（平成22年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成21年度とほぼ同額（24.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

以上

日本放送協会に対する平成22年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

| | |
|-------------------------------|----|
| 要請放送制度の概要と経緯 | |
| 平成22年度の国際放送等実施要請 | 1 |
| 要請放送制度の仕組み | 2 |
| 要請放送に関する制度改正(平成19年放送法改正)のポイント | 3 |
| 国際放送等実施命令(要請)における放送事項の変遷 | 4 |
| 総務省交付金額とNHK国際放送関係経費の推移 | 5 |
| 新しいテレビ国際放送の番組編成 | 6 |
| NHK平成22年度収支予算と事業計画の説明資料(抜粋) | 7 |
| 平成21年度～平成23年度 NHK経営計画(抜粋) | 10 |
| テレビ・ラジオ国際放送の現状 | |
| テレビ国際放送の概要 | 11 |
| 受信環境整備の状況 | 12 |
| ラジオ国際放送の概要 | 13 |
| 拉致問題 | |
| 鳩山総理施政方針演説(拉致問題関連) | 14 |
| 拉致問題対策本部の設置について | 15 |
| 過去の要請書等 | |
| 平成21年度国際放送等実施要請事前通知書 | 16 |
| 平成21年度ラジオ国際放送実施要請書 | 21 |
| 平成21年度テレビ国際放送実施要請書 | 24 |
| 平成21年度国際放送等実施要請に対するNHKの回答 | 27 |
| 関係法令 | |
| 放送法参照条文 | 28 |

平成22年3月10日

情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

平成22年度の国際放送等実施要請

1. 目的

我が国の重要な政策や国際問題に関する政府の見解等を継続的に発信して、国際社会における我が国に対する理解を深めることによって、我が国の文化、産業その他事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、在外邦人に対して適時・適切な情報を提供するために実施。

2. 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項^{※1}、その他必要な事項を指定して国際放送(ラジオ)及び委託協定会国際放送業務(テレビ)を行うことを要請することができる。(放送法第33条第1項)

※1 (1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- ② 国の重要な政策に係る事項
- ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- ④ その他他の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。(ラジオのみ)

- (2) 要請放送実施に要する費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担^{※2}。
平成22年度は、テレビ：約24.5億円、ラジオ：約9.5億円。

- (3) 平成22年度の要請内容は、テレビ・ラジオとも平成21年度を踏襲。

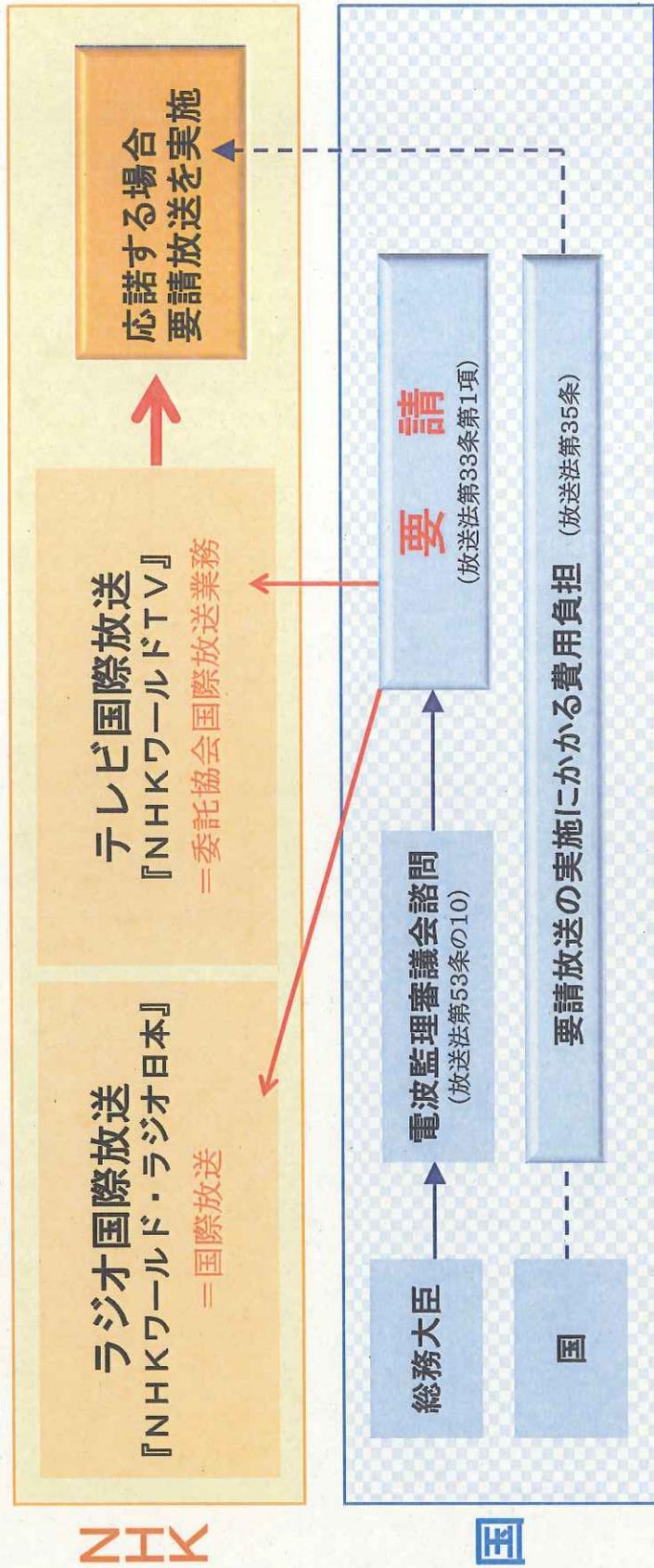
※2 負担額算出の考え方

: 報道・解説番組を行うのに最低限必要な費用

3. これまでの取組み

- (1) 昭和26年度以降、毎年度国際放送(ラジオ)の実施を命令。平成19年度からは委託協定会国際放送業務(テレビ)に対しても実施を命令。
- (2) 平成19年の放送法改正により、「命令」を「要請」へ。
- (3) NHKは、現在、放送法第9条第1項第4号、5号に基づき行う自主的な国際放送と一体として、要請放送を実施。

要請放送制度の仕組み



国際放送等の実施の要請

○放送法

- 第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。（中略））その他必要な事項を指
定して国際放送を行うことを要請（中略）することができる。
- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

第35条 第33条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第33条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行われなければならない。

要請放送に関する制度改正（平成19年放送法改正）のポイント

| 改正放送法の概要 (平成19年12月28日改正、平成20年4月1日施行) | 旧放送法の概要 |
|--|--|
| <p>1 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（<u>邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。</u>）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを<u>要請する</u>ことができる。</p> <p>2 総務大臣は、要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由を配慮しなければならない。</p> <p>3 協会は、総務大臣から要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。</p> | <p>総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを<u>命ずる</u>ことができる。</p> |

国際放送等実施要請（命令）における放送事項の変遷

<国際放送（ラジオ国際放送）>

| 命令日 | 放送事項 |
|----------------|--|
| 昭和27年 1月26日 | 放送事項は、ニュース及び解説とし、必要に応じて音楽その他を加えるものとする。 |
| 昭和33年 4月1日 | 放送事項は、次のとおりとする。 ① 次の事項を内容とする公正なニュース、解説及び講演 国際及び国内政治関係 産業経済通商関係 科学文化関係 ② わが国の対内外政策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 各国の国慶日に対する慶祝 ④ その他放送効果を高めるため適当と認められる事項 |
| 昭和35年 4月1日 | 放送事項 ① 政治、経済、産業、通商、科学及び文化に関するニュース及び解説 ② 国策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 外国の国慶日に対する慶祝 ④ その他国際親善、外国との経済交流及び海外同胞に対する慰安に資する事項 |
| 昭和40年 4月1日 | 時事、政府の国策及び国際問題に対する見解等に関する報道・解説 |
| 昭和41年 4月2日 | 次の事項に関する報道・解説 ① 時事 ② 国策 ③ 国際問題に関する政府の見解 |
| 昭和59年 4月1日 | 次の事項に関する報道及び解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解 |

| 命令日 | 放送事項 |
|-----------------|--|
| 平成18年 11月10日 | (1) 次の事項に関する報道、解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 |



| 要請日 | 放送事項 |
|---------------|---|
| 平成20年 4月1日 | (1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 ② 国の重要な政策に係る事項 ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 ④ その他他の重要事項 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 |

<委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）>

| 命令日 | 放送事項 |
|---------------|--|
| 平成19年 4月1日 | 次の事項に関する報道及び解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解 |



| 要請日 | 放送事項 |
|---------------|--|
| 平成20年 4月1日 | 委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 ② 国の重要な政策に係る事項 ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 ④ その他他の重要事項 |

総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

| 年度 | 総務省 交付金額 | | NHK国際放送関係費 |
|----|----------|---------|------------|
| | ラジオ国際放送 | テレビ国際放送 | |
| 15 | 19.7 | - | 114 |
| 16 | 22.7 | - | 112 |
| 17 | 22.7 | - | 111 |
| 18 | 22.6 | - | 110 |
| 19 | 21.6 | 3.0 | 127 |
| 20 | 18.1 | 15.2 | 151 |
| 21 | 10.5 | 24.5 | 178 |
| 22 | 9.5 | 24.5 | 190 |

※ 平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額、平成22年度は予定額。

※ NHK総額については切り捨て、交付金額については四捨五入。

新しいテレビ国際放送の番組編成

従来

(日本語音声のニュース・番組あり)

日本語ニュース



廃止

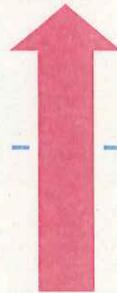
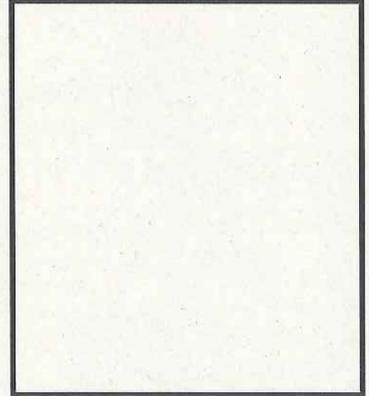
- > 昼間帯のみ生放送 (15分)
- > 夜間は再放送

英語ニュース



大幅な枠拡大

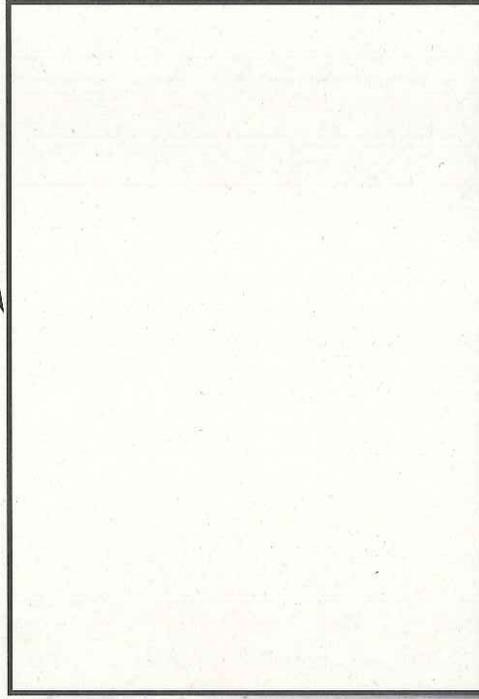
英語番組及び国内番組の英語化



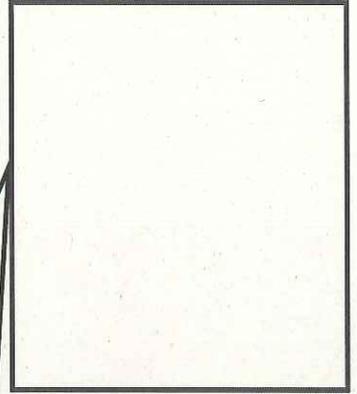
平成21年2月2日以降

(24時間完全英語放送)

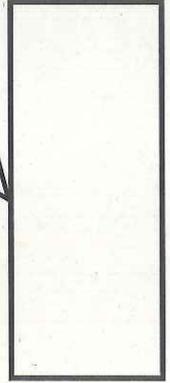
- > 新スタジオから1日24時間毎正時に生放送 (30分)
- > アジア関連情報の強化～アジア情報はNHKから～



現代日本文化、産業技術等の硬軟織り交ぜた情報番組



民放や番組制作プロダクションが制作



2 国際放送

日本やアジア各地に広がるNHKの取材ネットワークを生かしたニュース・番組を、全世界に向けて発信し、日本やアジアへの関心を広げ、その実像を伝えていくとともに、さまざまなメディアによる効果的・効率的な海外発信を推進していきます。

1 国際放送による情報発信の強化

重点5-1

- 日本・アジアの情報発信をさらに強化
- NHKワールドTVのハイビジョン放送を実施
- 日本・アジアの政治、経済、伝統文化、紀行、ライフスタイル、ポップカルチャーなど多彩な英語番組を発信

【テレビ国際放送】

- ・ 24時間毎正時放送の英語ニュース「NEWSLINE」のさらなる充実
- ・ ハイビジョンチャンネルの受信環境整備を推進し、鮮明で迫力のある映像を発信
- ・ 独自英語番組、英語化番組の充実・強化、幅広いジャンルから多彩なコンテンツを取り揃え、地域放送局や一般放送事業者の優れた番組の英語化も実施
- ・ 邦人向けサービスとして1日およそ5時間、主要ニュースや情報番組を国内と同時に放送
- ・ 海外に暮らす日本人や日本人旅行者へ、緊急時の迅速かつ的確な情報を提供



【ラジオ国際放送】

- ・ 中国語、朝鮮語、ロシア語など10言語でニュース枠を拡大し、外国人向け放送を充実
- ・ 邦人へ向けた日本語放送サービスの24時間化、国内で放送する多彩な番組を同時に放送し、リアルタイムで国内外の最新情報を提供
- ・ 国際放送開始75年（平成22年6月1日）にあたり、6月を中心に特集番組を集中編成

2

さまざまなメディアによる、効果的・効率的な海外発信

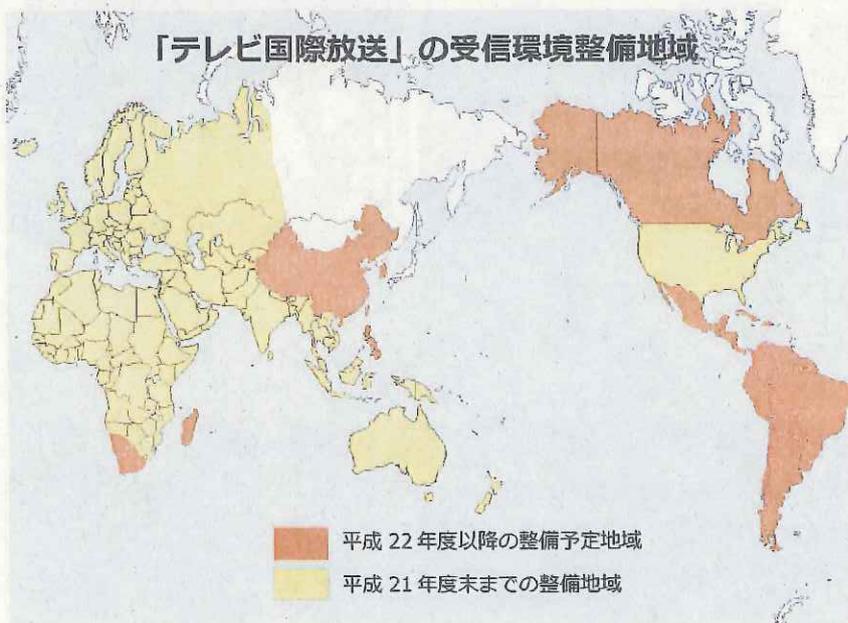
重点 5-2

- インターネットによるニュース・番組配信の充実など、国際放送ならではの“3-Screens”展開の実施
- 各国の衛星借用やケーブル・IPTVによる再送信を通して、受信可能世帯を拡大
- 衛星ラジオや中波・FM波など地域による最適な送信手段を選択し、聴取者を拡大

【テレビ国際放送】

- ・ 海外での受信環境整備として、中国・中南米各地域の衛星借用を推進
- ・ 欧米を中心にハイビジョンチャンネルのケーブル・IPTV再送信を推進
- ・ 効果的な周知広報や視聴実態調査を実施し、視聴者層の拡大を図る

| 区分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|----------------|---------------------|--|-------------------------------|------------------------|
| 視聴可能世帯 (目標) | 約700万世帯 | 約1億1,000万世帯 | 約1億2,500万世帯 | 約1億3,000万世帯 |
| 整備地域 | インド、香港、 米ワシントン地域 | 欧州、中東・北アフリカ、 東南アジア、南太平洋諸島 オーストラリア、北米の一部 等 | トルコ、イスラエル、 アフリカ、北米の一部 等 | (予定) 北米、中国、中南米 等 |

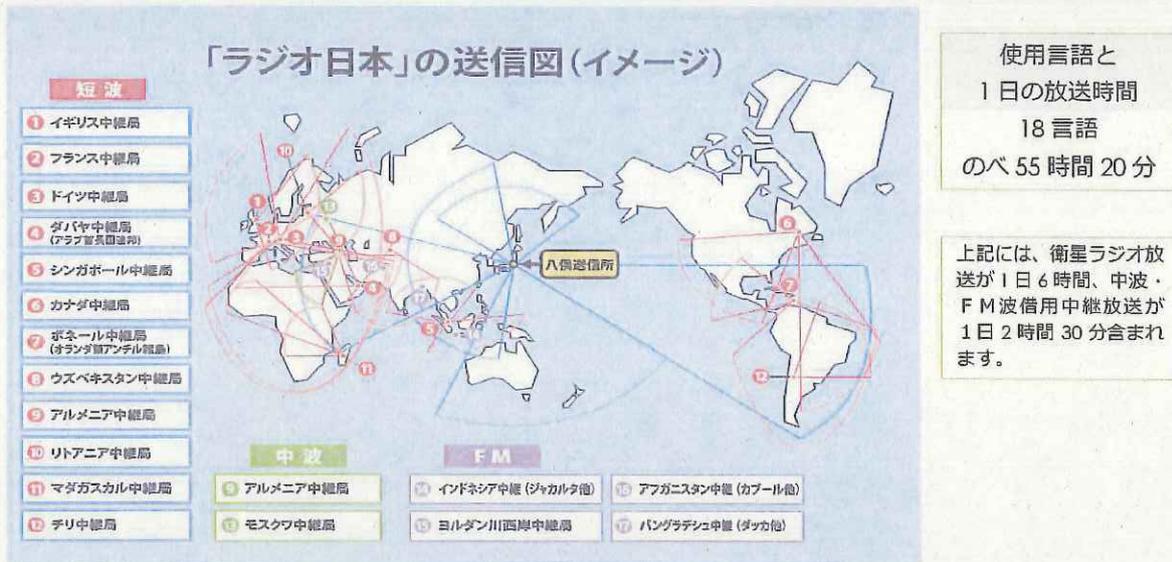


| 区分 | 1日の放送時間 |
|----------------|--------------|
| 世界のほぼ 全地域向け | のべ28時間 程度 |

外国人向け放送は、NHKが23時間程度、(株)日本国際放送の独自放送を含めると、1日24時間放送となります。
邦人向け放送は、NHKワールドプレミアムで、1日5時間程度放送します。
上記のほか、北米・欧州地域で、それぞれ1日5時間程度、邦人向け放送を実施します。

【ラジオ国際放送】

- ・地域の実情に応じて、衛星ラジオや中波・FM波など、さまざまなメディアによる音声発信をさらに推進し、聴取者を拡大



【インターネット】

- ・ニュース・番組のストリーミング配信のさらなる充実
- ・新しいウェブサイト更新システムの導入による、迅速で多彩なコンテンツの提供
- ・ラジオの多言語ニュースの携帯端末への音声配信・ニューステキスト配信の充実・強化

3 国際報道・国際放送の取材・制作体制の強化

重点5-3

- アジアを中心とした取材・制作体制の強化
- ・バンコク、北京、香港、ソウル、シンガポールの取材拠点を効果的に活用し、英語ニュースをさらに強化

(億円)

| 区分 | 21年度 予算 | 22年度 予算 | 増減額 | 率・% | 備考 |
|---------|------------|------------|-------|-------|-------------|
| 国際放送費 | 129.5 | 139.9 | 10.4 | 8.1 | |
| テレビ国際放送 | 92.1 | 104.3 | 12.1 | 13.2 | テレビ国際放送の充実等 |
| ラジオ国際放送 | 37.3 | 35.6 | △ 1.6 | △ 4.5 | 八俣送信機運用費の減等 |

人件費、減価償却費を含めた22年度の国際放送に係るトータルコストは190.7億円です。なお、国からの国際放送関係交付金は34.0億円です。

■方針5. 日本を、そしてアジアを、世界に伝えます。

○ 国際放送で、世界に向け、日本とアジアの情報発信を強化します

- 外国人向け24時間英語放送(「NHKワールドTV」)で、全世界に向けて発信強化
 ex. 英語独自番組の充実、日本・アジアの経済情報、日本の課題・政策・文化を積極発信
- NHKは、新設した子会社「(株)日本国際放送」に番組制作・送出等を委託
 「(株)日本国際放送」は、独自業務として、民間のノウハウや協力を得ながらコンテンツ充実を図る
- 海外にいる日本人向けには、「NHKワールド・プレミアム」により、1日5時間程度、スクランブルを解除してニュース等を放送

○ さまざまなメディアを使って、効果的・効率的に世界に届けます

- 各国で直接受信しやすい衛星やインターネット技術を生かして、受信可能世帯を拡大
- インターネットでの24時間の英語ニュース配信や中国語などの動画配信

○ 国際報道・国際放送の取材・制作体制を強化します

- 海外特派員を増強。アジア・中東の拠点を整備

- 【目標】
- 国際放送「NHKワールドTV」の視聴可能世帯数を約1億5,000万世帯に増やします。(21年度から5年間で)
 ・3,750万世帯(平成20年9月現在)
 - 国際放送のインターネットのホームページなどへのアクセス数を5年後に年間1億ページビューまで増やします。
 ・2,500万ページビュー(19年度)
 - カバー率、認知度、接触者率等をもとに、国際放送がどのように視聴されているかを把握する手法を開発し、サービスの展開に生かします。

参考資料(方針5)

NHKの海外に向けた情報発信

